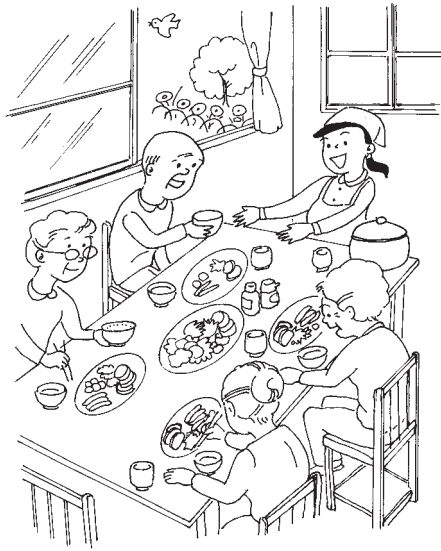


グループホームづくり 地域の空き家を利用する考えは

対応できる建物があれば 可能と考える

重田 益美議員 誰もが、住み慣れた地域で暮らし続ける

ためには、その時に応じた住まい方を保障する住居が必要と考える。
特に今、痴ほう性高齢者、知的障害者、精神障害者等にとって、グループホームは、大変重要と言われている。
そこで、市内の空き家を利用して、グループホームを作る考えがあるか聞きたい。
福祉保健部長 グループホームは、家庭的な雰囲気の中で、痴ほう性高齢者や障害者が、少人数で共同生活を営むことにより、痴ほうの進行防止や障害者の自立を促進することが目的である。
そのため、グループホームには、共同生活を行うための



グループホームには、共同生活を行うための

少人数学級の導入 市の考えは

学習の集団と学級を 区別して考えていく

奈良崎 久和議員 学校教育において、個を最大限に尊重し、一人ひとりを大切にしたい。教育が行われることや、スペース的に余裕を持つて生活、指導が行われる環境を整える意味から、学級編成は根幹にかかわるものと考えられる。
学校教育部長 教科の特性に応じた少人数授業など、多様な指導方法で教育効果を上げることが望ましいと考えており、今後も、この考え方を維持していく。

持っていない。各教科の特性

様々なスペース及び施設の整備が必要となる。
これに対応できる建物であれば、市内の空き家利用も可能と考える。
他家庭からの生ごみ処理について

NPOに対して 市は何を期待するか

協働により市民ニーズに沿った サービスの提供が図られる

村木 茂議員 今日、社会経済情勢が大きく変化し、複雑化する中、NPO(非営利団体)の役割と重要性は益々大きくなってきている。
今後、NPO団体が増えていく中で、行政と民間が互いの役割を分担しながら、市民生活、市民の行政を進めていくことが必要と思う。
NPOに対する期待も増えてくると思うが、NPOに何を期待するか、市の考えを聞きたい。

市長 NPOは、今後のまちづくりの担い手として、大きな可能性を期待されている。その専門性や迅速性などの特性を生かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が可能と考える。
なお、このほど策定されたNPO・ボランティア活動及び協働の推進指針に基づき、NPOの自主性・自立性を尊重し、側面から支援することにも、NPOとの協働に向けた環境づくりに努めたい。

常任委員会からの審査報告

総務委員会

第59号議案 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

この議案は、引き続き、納税者の税負担の緩和を図るため、都市計画税の税率にかかる特例措置を継続するもの。
この議案は、「都市計画税の税率は、地方税法で100分の0・3を超えることができないと規定されている。これを受け、本市では、府中市都市計画税条例で、税率を100分の0・3と定めているが、納税者の税負担を緩和するための特例措置として、条例付則で平成15年度分の税率を、100分の0・2と規定している。
この特例措置の適用が平成15年度で終了となるので、引き続き、平成16年度分の都市計画税についてもこれを継続し、納税者の税負担の緩和を図るもの」等の説明があった。

委員から、「今後は適正な税負担を検討されることを要望し、本案に賛成する」等の意見があった。
審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

文教経済委員会

第65号議案 府中市第六若松町住宅改築工事請負契約

この議案は、府中市若松町4丁目35番地において、府中市第六若松町住宅改築工事を施行するもの。
この議案は、「工事の主な内容は、住戸2棟と集会所の建設工事で、延べ床面積は1873.69㎡である」、「契約金額は2億3520万円円で仮契約を締結している。工期は平成17年3月18日までである」等の説明があった。
質疑に対し、「障害者の関係で、風呂に入る車椅子用のリフトは、利用者が後から取り付けられる構造になっている」、「環境への配慮は、シックハウス対策として、ホルムアルデヒドを含まない製品等を使っている」、「直近の市営住宅の申込み状況は、平成15年度で40・4倍である」等の答弁があった。

委員から、「予定価格の3分の2の額で大丈夫なのか、十分な施工管理をしてほしい」等の意見があった。
審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

厚生委員会

第62号議案 府中市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

この議案は、児童が心身に障害を有する場合の学童クラブの入会資格について、これまで、小学校4年生までであったものを、市長が特に必要と認めた場合、小学校5・6年生まで延長できるように、所要の改正を行うもの。
質疑に対して、「他市の状況は、障害児の6年生までの受入れを行っている市が4市、中学生まで行っている市が1市となっている」、「利用者の増加に対しては、全体で、待機児のないよう整備を進めており、来年度も対応できると考えている」等の答弁があった。
委員から、「障害児の受入れについて、学年延長が可能な制度になったことは、現状のニーズに合うようだったと評価し、本案に賛成する」、「現在の5年生についても、要望があれば、市長の裁量で受け入れていただきたく要望する」等の意見があった。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

建設環境委員会

第64号議案 府中市多磨町一丁目住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

この議案は、建築基準法の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、制定するもの。
それぞれの条文ごとに詳細な説明を受けた後、質疑に対し、「地域まちづくり条例との関係は、きめ細かなまちづくりの構想のより具体的な実現のために、地区単位の地区計画を都市計画決定することが望ましい。この地区計画において条例を制定することが、建築物の制限により実効性を与えると考えられる」、「付則の小柳町の条例との関係は、既に多磨町と同様の条例が制定されており、その後、建築基準法の規定が改正され、罰則金の上限が引き上げられていることから、本条例の制定にあわせ、罰則金の上限を改正するもの」等の答弁があった。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。